

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った第1号被保険者にかかる介護保険料の減免に関するQ&A

1. 申請について

Q1-1 申請は郵送でも可能ですか。また電子申請はできますか。

(回答)

申請は郵送でお受けします。窓口での感染拡大を防止するため、郵送による申請を原則としています。電子申請は受け付けておりません。申請をご希望される方は、区ホームページから申請書を印刷して郵送していただくか、印刷できない方へは申請書を郵送いたしますので、介護資格保険料係までお問い合わせください。

Q1-2 令和2年度の介護保険料決定通知書がまだ届いていませんが、申請はいつからできますか。

(回答)

令和2年度の介護保険料決定通知書は、令和2年7月中旬に発送予定となっております。減免については、決定通知書がお手元に届いてからご申請ください。

Q1-3 平成31年度と令和2年度の両方の保険料の減免申請をしたいのですが、それぞれ申請する必要がありますか。

(回答)

1枚の申請書でお受けします。

Q1-4 平成31年(令和元年)中の収入・所得について、まだ確定申告ができていません。この場合、減免申請はできますか。

(回答)

今回の減免の要件である、前年の収入や所得には、確定申告された金額を用います。そのため、平成31年(令和元年)中の所得の確定申告をまだされていない場合は、減免要否の判定をすることができません。恐れ入りますが、確定申告をされてからご申請いただきますようよろしくお願いいたします。

Q1-5 申請の期限はありますか。

(回答)

令和3年3月31日を過ぎてからの申請については、お受けする予定がございません。
減免を希望される場合はお早めにご相談ください。

2. 減免の要件について

Q2-1 主たる生計維持者とは誰のことを指しますか。

(回答)

主たる生計維持者は、世帯の生計を主として維持する者であり、保険料減免を受ける被保険者と同一世帯に属する者であることが原則です。住民票の世帯主に限定するものではありません。

Q2-2 新型コロナウイルス感染症により死亡したことはどのように確認しますか。

(回答)

医師の死亡診断書により確認いたします。

Q2-3 「重篤な傷病を負った」とはどのような場合を指しますか。

(回答)

1か月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重い場合を指します。申請時に、医師の診断書により確認いたします。

Q2-4 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とはどのような場合を指しますか。

(回答)

新型コロナウイルス感染症それ自体や、その拡大防止のための措置によるものを指します(直接的であるか間接的であるかを問いません)。新型コロナウイルス感染症の影響が経済・社会全体に大きく生じていることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響でないことが明らかな場合(懲戒解雇や平成31年(令和元年)中の離転職が原因である場合等)を除いて、その理由によって申請を却下するものではありません。

Q2-5 要件に、収入が「前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること」とありますが、減少見込み額はどのように算出すればよいですか

(回答)

令和2年中(令和2年1月から12月まで)の収入見込み額をご自身で算出していただき、前年の収入金額から差し引くことで算出してください。令和2年中の収入見込み額の算出方法については、令和2年1月から直近の月までの収入実額に、12月までの月ごとの収入見込み額を足して算出する方法や、去年の年間収入額から、取引先の倒産等で回収不能となった金額を引いて算出する方法等が考えられます。

保険金、損害賠償等により補填される金額がある場合は、事業収入等の減少額から控除してください。

合理的と判断できる金額であれば、令和2年中の収入額の算出方法は問いません(算出方法については保険料減免申請額算出表の裏面に記載または添付してください)。

Q2-6 要件の中の「減少した収入」に雑収入や株の取引による収入は含みますか。

(回答)

含みません。「減少した収入」として算定するのは、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかであり、その他は対象ではありません。

Q2-7 事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のうち、事業収入については、前年比10分の3以上の収入減少が見込まれますが、不動産収入については、減少する見込みがなく、二つの収入を合計した場合には前年比10分の3以上の減少には達しません。

この場合は減免の要件には当てはまりませんか。

(回答)

当てはまります。事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかであるため、どれか一つでも該当すれば、要件に当てはまります。四つの収入のうち、他の収入についても前年比10分の3以上の減少見込みである場合、その収入について合計します。

Q2-8 「保険金や損害賠償等により補填されるべき金額」に国や都から支給される「特別定額給付金」などの給付金は含みますか。

(回答)

国や都から支給される各種給付金は、減少した収入から控除する額には含めません。

Q2-9 事業収入について前年比10分の3以上の減少見込みなのですが、平成31年(令和元年)中は必要経費の額が多く、事業所得は0となっていました。この場合減免の要件には当てはまりますか。

(回答)

要件には当てはまりますが、所得額が0の場合は、減免額の計算($A \times B / C \times d$)において、前年の所得額(B)をかける関係で減免額が0となるため、本減免の申請は不要です。

Q2-10 「前年の所得の合計額」とは、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入にかかる所得の合計額ですか、それともそれ以外の種類の所得がある場合は、それも含めますか。

(回答)

含めます。「前年の所得の合計額」は、前年のすべての所得を合計した金額です。

Q2-11 「前年の所得の合計額」とは、配偶者控除や社会保険料控除等の各種控除をしたあとの額ですか、また居住用不動産の買い換え等にかかる特別控除をしたあとの金額ですか。

(回答)

「前年の所得の合計額」は、配偶者控除や社会保険料控除等の地方税法第314条の2第1項に規定する各種控除を控除する前の金額です。なお、地方税法第314条の2第2項に規定する基礎控除(33万円)についても控除する前の額です。また、居住用不動産の買い換え等にかかる特別控除等の租税特別措置法に規定する特別控除については控除した後の額となります。

Q2-12 「減少が見込まれる収入」とは、要件でいう前年比10分の3以上の減少が見込まれる収入のことですか。

(回答)

その通りです。前年比10分の3以上の減少見込みがある収入を指します。

Q2-13 「減少が見込まれる収入にかかる所得以外の前年の所得の合計額」とは、例えば、前年の所得に給与所得・不動産所得・雑所得・株式の譲渡にかかる所得の4種

類の所得があり、「減少が見込まれる収入」が事業所得のみの場合に、不動産所得となるのか、それとも不動産所得・雑所得・株式の譲渡にかかる所得の合計額となるのですか。

(回答)

その場合、後者の不動産所得・雑所得・株式の譲渡にかかる所得の合計額を指しません。事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかに限りません。

3. 減免の対象となる保険料について

Q3-1 令和2年5月に、「令和2年度介護保険料(平成30年度相当)」と書かれた決定通知書が届きました。納期限が令和2年6月1日となっていますが、これについては減免の対象となりますか。

(回答)

対象となりません。減免の対象となる年度は、平成31年度と令和2年度の2年度のみです。平成30年度以前の分につきましては、納期限が令和2年2月以降に設定されていたとしても今回の減免の対象とはなりません。

Q3-2 令和元年12月に遡っての転入届を令和2年4月に行いました。今回5月に初めて決定通知書が届き、12月分以降の保険料が、「令和2年度介護保険料(平成31年度相当)」と書かれた決定通知書で届きました。令和2年6月1日の納期限でかかっています。この場合、減免の対象になりますか。

(回答)

全額ではなく、一部が対象になります。令和2年2月分以降の保険料額を月割で計算し、その分の額が減免申請の対象額となります。

4. 減免の金額について

Q4-1 減免される金額は減少した収入の減少割合によって決まらないのですか。

(回答)

決まりません。減免される金額は、減少割合ではなく、保険料計算のもととなった所得額に対する減少した収入に係る所得の比率と、主たる生計維持者の前年の所得額によって決まります。令和2年中の収入見込み額は、減免の要件にのみ関係し、減免される金額には関係しません。